

令和4年亀岡市議会定例会12月議会
提 案 理 由 説 明 書

令和4年11月28日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

それでは、12月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、39億1,790万円を追加し、予算総額を461億5,210万円とするものでございます。

その主な内容は、総務費におきましては、本年度も皆様から多大なる御寄附をいただいております「ふるさと力向上寄附金」につきまして、ポータルサイトの活用や、本市の魅力あるふるさと産品を更にアピールするなど積極的に事業を推進することにより、寄附金の年間総額を当初の18億円から31億7,600万円に増額を見込み、当該寄附金を、一旦、基金に積み立てる経費等を含めまして、ふるさと力向上経費に20億4,853万円を計上しております。また、原油価格や物価の高騰に対応するため、外国人に対する支援や市内交通事業者への支援に伴う経費を計上しております。

民生費におきましては、市独自施策として、長引くコロナ禍の影響や物価高騰に直面する未就園児を養育する子育て世帯を支援するため、児童1人あたり10万円を給付する経費として、子育て緊急支援給付金経費に8,690万円を計上するとともに、原油価格・物価高騰が続く中、高齢者・障がい者施設や私立保育所等を支援するため、光熱費等の負担

を軽減するための経費を計上しております。また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対する支援のため、1世帯あたり5万円を給付する経費として、生活困窮者自立支援事業経費に6億3,500万円を計上しております。

衛生費におきましては、新型コロナワクチン接種を万全の体制で実施するための経費を、予防接種経費に1億4,686万円を計上しております。また、令和5年度から実施予定としている、ごみの分別区分拡大について円滑に推進するための経費として、塵芥処理事務経費とごみ減量・資源化等推進事業経費にあわせて886万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、ジャンボタニシの防除対策に有効である冬期耕うんを積極的に推進するため、高騰する燃料費等の支援に要する経費を農業担い手づくり育成事業経費に2,000万円を計上しております。

商工費におきましては、原油価格や物価高騰に対して、市民生活や地域経済を支援するための「第5弾亀岡応援クーポン事業」に要する経費や市内運送事業者などへの支援にかかる経費について、商工業振興対策経費に1億8,711万円を計上しております。

土木費におきましては、市道台帳の適切な管理を行うため、今年度の所要額見込みの増加に伴う経費を道路橋梁事務経費に計上しております。

教育費におきましては、原油価格等の高騰による影響のため、光熱費

にかかる今年度の所要見込み額の増加に伴う経費などを小学校費及び中学校費の学校施設管理経費にあわせて6,311万円を計上しております。また、令和6年4月の開校及び新校舎建設にむけた育親学園義務教育学校校舎新築等の設計業務について、小学校費及び中学校費の学校建設事業費にあわせて1億4,618万円を計上しております。加えて、子どもファースト宣言の実現にむけ、放課後児童会について、令和5年度から一家庭2人目以降の負担金無料化や開設日・時間の拡充など、保育サービスを充実させるため、運営体制の整備に要する経費として、放課後児童対策経費に756万円を計上しております。

さらに、災害復旧費におきましては、令和4年8月豪雨災害により被害を受けた農地や河川などにおける復旧事業費として、2,157万円を計上しております。

また、人事異動に伴う職員人件費などを各費目において計上している他、年間の必要経費を見込み、所要の経費を補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの御審議をいただきます過程において御説明を申し上げますことといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、寄附金及び、ふるさと納税を原資とした、ふるさと力向上基金繰入金等の特定財源と繰越金等の一般財源で措置いたしております。

繰越明許費につきましては、育親学園義務教育学校校舎新築等の設計

業務に要する経費について、令和5年度へわたり事業を実施しようとするものでございます。

債務負担行為につきましては、市役所庁舎の管理にかかります経費やスクールバスの運行業務にかかります経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、一般被保険者療養給付費等の増額に伴い、所要額4億9,701万円を追加するものでございます。

第3号議案の休日診療事業特別会計補正予算は、光熱費の高騰に伴い必要となる経費につきまして、所要額16万円を追加するものでございます。

第4号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、施設介護サービス給付経費等の増額に伴い、所要額1億5,688万円を追加するものでございます。

第5号議案の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、保険料の徴収見込額の増額に伴う、後期高齢者医療広域連合に納付する経費として、4,716万円を追加するものでございます。

第6号議案の水道事業会計補正予算は、人事異動などによる職員人件費等の年間の必要経費を見込み減額する一方で、光熱費の高騰による年

間の必要経費を計上し、総額として、954万円を追加するとともに、水質施設の管理業務等の経費にかかる債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第7号議案の下水道事業会計補正予算は、人事異動などによる職員人件費等の年間の必要経費を見込み減額する一方で、光熱費の高騰による年間の必要経費を計上し、総額として、2,486万円を追加するとともに、年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費にかかる債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第8号議案の病院事業会計補正予算は、職員人件費や材料費などについて、2億785万円を追加するとともに、給食業務等の経費にかかる債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

次に、第9号議案から第17号議案までの9議案は、条例議案でございます。

第9号議案の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

第10号議案の一般職員の給与に関する条例の一部改正は、これも国の給与改定措置に準じ、本市職員の給与に関し、若年層に重点を置いた本給の改正及び勤勉手当の支給割合等の改正をしようとするものでございます。

第11号議案の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、本市一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の給料月額を改正しようとするものでございます。

第12号議案の職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等を行うに当たり関係する条例について規定整備を図り、経過措置を定めようとするものでございます。

第13号議案の個人情報保護法施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護に関する国及び地方公共団体等の共通ルールに基づいた制度を実施するため、法の施行に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

第14号議案のかめおか児童クラブ事業の実施に関する条例の制定については、子どもファースト宣言に基づき、放課後児童健全育成事業を推進するため、開設時間の延長、休日保育の実施及び負担金の見直し等を行い、新たにかめおか児童クラブを設置しようとするものでございます。

第15号議案の印鑑条例の一部改正は、性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち亀岡の実現に向け、各種様式における性別記載欄廃止の取り組みの一環として、印鑑登録証明書の性別記載欄を削除し

ようとするものでございます。

第16号議案のかめまるランド条例の制定については、子どもの発育に合わせた遊び場及び子育て家庭等の交流の場を提供し、子どもの健やかな育ちを支援するための施設として、ガレリアかめおか内にかめまるランドを設置することに関して、必要な事項を定めようとするものでございます。

第17号議案の病院事業の設置等に関する条例の一部改正は、在宅での健康状態の管理や回復に向けた支援を行う訪

問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを設置しようとするものでございます。

次に、第18号議案及び第19号議案は、それぞれの公の施設の管理に関しまして、指定管理者を指定しようとするものでございます。

第20号議案につきましては、道路管理の瑕疵により生じた損害賠償額の決定について、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。